

○島田市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年7月27日

規則第33号

改正 平成20年3月28日規則第82号
平成24年3月30日規則第2号
平成26年3月31日規則第5号
平成27年3月31日規則第9号
平成28年9月1日規則第55号
平成31年3月14日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市男女共同参画推進条例（平成19年島田市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議)

第2条 市長は、男女共同参画を推進するため、島田市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進施策の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進施策の円滑な実施及び総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に係る重要事項に関すること。

3 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(啓発推進員)

第3条 市長は、男女共同参画推進施策の着実な実施を図るため、島田市男女共同参画啓発推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 男女共同参画の啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画推進施策の実施に係る企画運営等への協力
- (3) 男女共同参画の推進に必要な情報の収集及び調査、研究等への協力

3 推進員に関し必要な事項は、別に定める。

(平20規則82・一部改正)

(行動計画等の公表等)

第4条 条例第17条第4項の規定による行動計画の公表及び条例第18条の規定による進ちよく状況の公表は、広報紙、インターネット等により行うものとする。

2 条例第17条第5項の行動計画の変更は、おおむね5年ごとに行うものとする。

(推進委員会)

第5条 条例第25条の島田市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠員のときは、その職務を行う。

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議、推進員及び推進委員会の庶務は、地域生活部市民協働課において処理する。

(平20規則82・平24規則2・平26規則5・平27規則9・平28規則55・平31規則7・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月30日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第82号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の島田市男女共同参画推進条例施行規則第3条第1項の島田市男女共同参画市民協力員として委嘱されている者は、改正後の島田市男女共同参画推進条例施行規則第3条第1項の島田市男女共同参画啓発推進員として委嘱された者とし、その任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日規則第2号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第5号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第9号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月14日規則第7号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。